

5 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第63号を発行させていただきます。

今年のGWは、前半の3連休と後半の4連休とに分かれています。天気のいい日が多くてお出かけされた方も多いのではないのでしょうか。

今月は、京都の貴船神社と鞍馬寺、神戸の相楽園を散策した際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、貴船神社です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**H30年度税制改正(案)について その2、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**歯磨きについて考える その2**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 H30年度税制改正(案)について その2

前月に引き続きまして、税制改正(案)についてご紹介させていただきます。

・一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し(案)

同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人・一般財団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産のうち一定金額を対象に、当該法人に相続税を課税します。

***H30年4月1日以後の相続について適用します。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、H33年4月1日以後の当該一般社団法人等の役員死亡に係る相続税について適用します。**

***節税対策として一般社団法人を設立して個人の財産を一般社団法人に移すという方法が考えられたのですが、その策をこの見直しによって出来なくなります。**



(写真は、貴船神社です)

・事業承継税制の拡充（案）

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、事業承継税制を抜本的に拡充します。

＊H30年1月1日からH39年12月31日までの相続又は贈与について適用します（H35年3月31日までの間に特例承認計画を都道府県に提出した cases に限ります）。

入り口の要件の抜本緩和

（現行制度）	（改正案）
総株式の最大3分の2が対象	全株式が対象
猶予割合80%	猶予割合100%
承継後5年間平均8割雇用維持が必要	雇用要件は弾力化 ＊5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて、認定支援機関の助言指導

承継パターンの拡大

「複数人→1人」及び「1人→最大3人（代表者）」も事業承継税制の対象とする。

承継後の負担の抜本軽減

～経営環境変化に対応した減免制度～

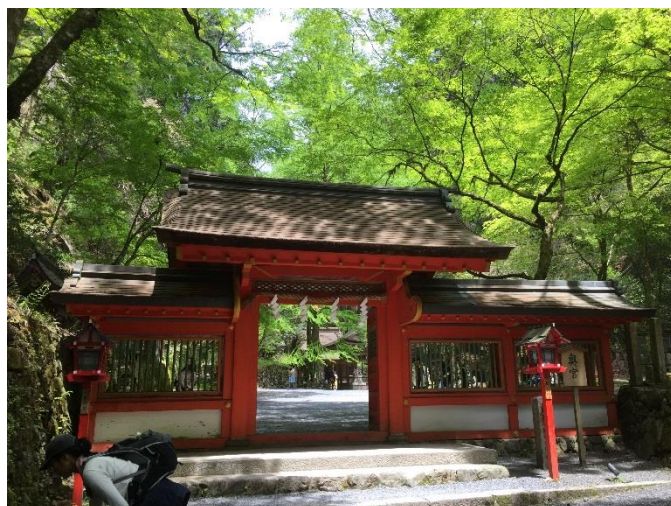
会社を譲渡（M&A）・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減

贈与・相続時から5年後以降解散・譲渡する際に過去3年間のうち2年赤字などで会社の株式価値が下がっていた場合、税額を再計算して下がっていれば減免される制度。

＊現行の事業承継税制は、利用するのが難しいので、クライアント様には、お勧めしていないのが現状です。現行よりは使いやすくなりそうですので、正式に改正案に決定すれば内容を吟味したいと思っております。

【参考文献】

- ・財務省発行「平成30年度 税制改正（案）のポイント」
- ・中小企業庁発行「平成30年度版 中小企業・個人事業主向け 知って役立つ！使ってトクする！ 税制改正」
- ・自民党、公明党決定「平成30年度税制改正大綱」



（写真は、貴船神社の奥社です）

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

国際観光旅客税関連

日経新聞に「出国税チケットに上乗せ 来年から1人1000円」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・日本人を含めて海外に出国する人から1人あたり1000円を徴収する新税「国際観光旅客税」が来年1月7日からスタートすることが決まった。
- ・年400億円を見込む税収をいかに効率的に使うかで、「快適に観光できる環境づくり」という新税の趣旨を利用者が実感できるかどうかが決まってくる。
- ・2歳以上で飛行機と船を使って日本から出国する人から1000円ずつ徴収する仕組みだ。
- ・実際には航空会社や船会社など企業が徴収する。飛行機は現状でも空港施設利用料をチケット料金に上乗せ

しており、新税も同じ方法とする方向。

などと書かれておりました。

* 出国税が来年から徴収されることに決まりました。航空会社や船会社が国に代わって徴収することになりそうなので、税金を納付する感覚はあまりないかもしれません。それが国のねらいかもしれませんが。



(写真は、鞍馬寺です)

クレジットカード関連

日経新聞に「キャッシュレス「後進国」に焦り 経産省、税優遇や補助金案 訪日客の消費減懸念」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- 政府はカードの利用が多い訪日客の購買機会を逃したり利便性を損ねたりしかねないことを懸念。焦る経済産業省内では「現金主義」からの転換に向け、税優遇や補助金を創設する案が浮かんでいる。
- 経産省はキャッシュレス決済普及策のとりまとめに向け、今月にも金融機関やカード会社、コンビニといった小売業、有識者を招いた産官学の協議会をつくる。
- VISA の調査によると、小売店などで現金しか使えないことに不満をもつ訪日客の割合は約4割。20年に政府目標の訪日客数4000万人を達成した場合、買い物しなくなることで1.2兆円の機会損失が発生するとの試算もある。
- 地方ではカードが使えない小売店なども多く、加盟店

の拡大が課題だ。

- 立ち上げる協議会では小売店がカード会社に払う手数料の一部を予算措置で補助する案を検討する。
- 税制面では韓国の事例を研究する。1999年に年間のカード利用額の20%を控除する制度を設け、3年間で利用額が7倍に増えた。類似の所得控除などを議論し、19年度予算の概算要求や税制改正要望に反映させたい考えだ。

などと書かれておりました。

* クレジットカードを利用すると小売店などがカード会社に払う手数料が年間を通じると結構な金額になるのを知っているのに、なかなか規模の小さいお店では使いづらいなど思っています。



(写真は、鞍馬寺からの眺めです)

4 歯磨きについて考える その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、「歯磨き」についての情報をご紹介します。

歯みがきの3つの勘違い②目的

参考文献には、

- 「歯みがきの目的は、食べかすを取り除き、口の中をスッキリさせることだ」と。

口内細菌のエサになる食べかすを取ることも大事ですが、こうした「食べかす取り歯みがき」と、「細菌のかたまりである歯垢(プラーク)除去のための口腔ケア」は別物です。

- ・ **プラークを除去することを第一に考えれば、デンタルフロス(糸)と歯間ブラシを使うことが「主」、歯ブラシは「従」といった役回りです。事実、歯ブラシでゴシゴシみがくだけでは、プラークは30パーセント程度しか除去できないともいわれています。**
- ・ **今は多くの方が歯ブラシを「主」と位置づけ、お口の中のスッキリ感を求めて、歯磨剤をたっぷりつけて「歯みがき」する習慣になっています。これには、歯磨剤メーカーの販売戦略が大きく関わっていると私は考えています。**
- ・ **本当は、歯磨剤はつけなくても、よほどのことがない限り問題はありません。天然の歯磨剤である“唾液”があるからです。**
- ・ **一般的に販売されている歯磨剤は、使えば使うほど歯や体にダメージを与えるものが多いといえます。**
- ・ **市販の歯磨剤には、ほとんどこの人工界面活性剤が入っています。味覚を変えてしまう問題だけでなく、発がん性リスクもあるといわれています。**

などと書かれておりました。

歯みがきの目的は、食べかすを取り除くことだとこれまで思っておりました。食べかすを取り除くのなら歯みがきではなくデンタルフロス(糸)と歯間ブラシを使うのがいいのですね。歯は大切なのにそのケアについて知らないことが多いことに気づかされます。

市販の歯磨剤が体に良くないという情報は以前から知っていたので、以前から使うことをやめております。人工界面活性剤はかなり良くないものようです。使っておられる方は使うのをやめたほうがいいと思います。

あとは唾液をたくさん出すためによく噛んで食べ物を食べるように最近しております。これは私が感じたことなのですが、この方がこれまでより食後口の中がしっと

りしていて、口の中が唾液で守られているような感じがします。食事の時間が長くかかっていますが、試してみられてはいかがでしょうか。

続きは次回にご紹介させていただきます。

【参考文献】

- ・ やっぱり、歯はみがいてはいけない実践編 著者 森昭 森光恵 発行所 講談社 +α新書

5 編集後記

GW中の5月1日にクライアント先様から甲子園球場のタイガース対DeNA戦のチケットをいただきまして観戦に行ってきました。

数年前に観戦しに行って以来久しぶりでしたので、試合開始前からワクワクしておりました。



試合は7対1でタイガースの勝利で安心して観戦できる試合運びでしたので、ビールやハイボールがすすみ楽しい時間が過ごせました。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。